

大月バイオマス発電事業中間報告書に対する知事意見

1 全般事項

(1) 環境影響評価手続の適切な実施について

環境影響評価制度は、環境へ及ぼす影響について事業者自らが調査・予測・評価し、住民や自治体等の意見を聴きながら、環境の保全のための措置を検討するとともに、その結果を事業に反映させ、環境の保全に十分配慮して行うことを目的としており、事業者には、事業を実施するにあたり、環境への影響をできる限り回避し、低減させる姿勢が求められている。

今回、評価書で実施するとされていたにも関わらず、必要な調査が実施されなかったケース、調査結果が予測を超えたにもかかわらず、追加の環境保全措置がとられなかったケースが見られたが、このことは本制度の趣旨を大きく損なうものである。

事業者においては、今後、事業実施にあたり、本制度の趣旨を十分理解した上で、評価書で示された事項を確実に実施するよう強く求める。

なお、今回の知事意見において指摘した改善事項については早急に実施することとし、施設の本稼働までに実施状況若しくは方針を県に報告するとともに住民が随時情報を確認できるよう事業者ホームページで公表すること。

(2) 地域への配慮について

当地域は、住宅地に近接している地域であることから、大気汚染、悪臭、騒音等の生活環境への影響に十分配慮すること。環境保全措置の実施にあたっては、地域住民の意見を聴くなど、地域へ配慮したものとすること。また、地域住民からの苦情に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。

評価書に記載されている住民対応窓口については、連絡先を事業者ホームページに公開し、地域住民へ広く周知すること。

(3) 事後調査結果等の積極的な公表について

計画している事後調査、モニタリングについては、確実に実施し、結果については、事業者ホームページに公開し、地域住民及び関係市等に対し積極的に情報提供すること。

(4) 分かりやすい報告書の作成について

中間報告書に説明不足や誤り等が散見されることから、今後の資料作成については正確で分かりやすい表現での資料とすること。

また、技術審議会の審議において誤りが判明した資料や追加資料等については、整理した上で県に提出するとともに、事業者ホームページで公開すること。

2 個別事項

(1) 騒音及び低周波音について

ア 工事期間中の騒音が補正評価書時の予測値を超過しているにも関わらず、苦情の申し立てがないとの理由から、環境保全措置を見直していない。今後は、苦情申立の有無に関わらず、実施する調査の結果が予測値を超える等の影響が認められる場合は、必ず追加の環境保全措置等について検討し、必要がある場合は速やかに実施すること。

イ 事後調査においては、地域の地形を考慮し実施すること。

ウ 事後調査及びモニタリングの計画は県に提出し、事業者ホームページで公開すること。

(2) 水生生物について

- ア 県へ報告がないまま排水口の位置変更が行われたが、排水の水生生物についての予測が不十分であり、水生生物の生態に影響が生じる恐れがある。この影響について、速やかに調査するとともに、調査の結果、影響が確認された場合には、追加で排水の温度管理、水質管理等により影響を低減させるための措置を講ずること。
- イ 調査結果等は県に提出し、事業者ホームページで公開すること。

(3) 地下水について

- ア 用水計画の変更に伴う取水量の増加によって、地下水資源への影響が想定される。今後、モニタリング調査において地下水への影響が確認された場合は、必要な環境保全措置を検討すること。
- イ 検討結果については、県に提出し、事業者ホームページで公開すること。

(4) 動物（猛禽類）について

- ア 評価書で実施するとされていた工事着手前の調査が実施されていなかったことから、今後実施する調査については、専門家に逐次相談しながら確実に実施すること。
- イ 事後調査の結果については、専門家に相談した上で環境保全措置の効果を検証し、効果が無いと判断された場合には環境保全措置の見直しを検討すること。
- ウ 環境保全措置である関連施設（鉄塔）事業者への情報提供について、実施状況を整理し県に報告するとともに事業者ホームページで公開すること。

(5) 植物、生態系について

- ア 敷地内北側の植栽について、変更届と異なった樹種を選定していることから、選定の考え方、影響について説明すること。説明資料は県に提出し、事業者ホームページに公開すること。
- イ 法面緑化や場内の植生の保全など、評価書手続及び変更届時の緑地の基本方針に則り、専門家に相談しながら、植栽の管理を徹底すること。

(6) 景観について

- ア 建屋、防音壁で隠れていない機械類について、視線を誘導するため、安全を考慮した上で、補正評価書で設定した各眺望点からの景観に配慮した施設となるよう、追加の環境保全措置を検討すること。
また検討過程と結果について、県に提出するとともに事業者ホームページに公開すること。

(7) 事業計画について（生木屑チップの放射性物質のモニタリング）

- ア 事業計画のとおり、燃料である生木屑チップ受け入れ時の空間放射線量率の確認、サイロにおける放射性物質の継続的モニタリング等を適切に実施するなど、燃料基準に従い受け入れを行うこと。また、焼却灰についても事後調査計画に基づく測定を実施し適正に処理すること。
- イ 管理や測定の状態については、情報公開の方法を明示し、地域住民や関係市へ積極的に情報提供すること。